

ゼロトラスト型徳島県教育情報ネットワークサービス提供業務
技術提案募集要項

1 趣旨

徳島県立学校等において、パブリッククラウドの活用や高度化するサイバー攻撃へ対応するため、従来の境界防御型セキュリティから「ゼロトラスト型セキュリティ」へとネットワーク構成を抜本的に更改する。

本業務は、県立学校等 54 校及び徳島県立総合教育センター、利用者約 19,000 名が利用する大規模な教育情報基盤の構築および運用保守を一体として委託するものであり、専門的な技術力と豊富な実績を有する事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1)業務名

ゼロトラスト型徳島県教育情報ネットワークサービス提供業務

(2)委託内容

別添「ゼロトラスト型徳島県教育情報ネットワークサービス提供業務 仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。主な内容は以下のとおり。

- ・対象範囲：県立学校（全 54 校）、徳島県立総合教育センター
- ・認証、管理基盤：Entra ID による認証基盤および Intune によるデバイス管理基盤の構築
- ・サーバー、ストレージ：サーバーのデータセンター集約および仮想ファイルサーバー（250TB）の構築
- ・端末整備：教員用統合端末（約 3,100 台）および周辺機器の調達・設置
- ・ネットワーク保守：既存ネットワーク機器の設定変更、教育情報ネットワーク全体の運用保守、および児童生徒用 GIGA 端末（約 19,000 台）のサポート

(3)契約期間

- ・令和 8 年 7 月（契約締結日）から令和 14 年 2 月 29 日まで
- ・サービス導入：令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 2 月 28 日
- ・サービス提供：令和 9 年 3 月 1 日 ～ 令和 14 年 2 月 29 日（5 年間）

なお、本契約は地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 提案上限額

本業務の提案上限額は、次の表のとおりとする。

本業務に関する全ての費用を含むこととし、提案上限額内で提案すること。なお、提案上限金額は契約時の予定額ではなく、企画内容の上限を示すものである。

年度	費目	予算上限額
令和8年度	サービス導入費	270,727,000円
	サービス提供費	39,377,000円
令和9年度	サービス提供費	472,524,000円
令和10年度	サービス提供費	472,524,000円
令和11年度	サービス提供費	472,524,000円
令和12年度	サービス提供費	472,524,000円
令和13年度	サービス提供費	433,147,000円
合 計		2,633,347,000円

- ※ 消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む
- ※ 積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること。
- ※ サービス導入費（人件費）サービス提供費（機器リース、ライセンスを含む）で提案すること。
- ※ 令和9年度から令和13年度までの運用保守費については、毎年度同額で提案すること。

(5) 窓口

徳島県教育委員会 教育DX推進課 教育DX環境整備担当

住所：〒770-8570

徳島県徳島市万代町1-1

電話：088-621-3246

Mail：kyouikudxsuishin@g.tokushima-ec.ed.jp

3 仕様書の交付

(1) 交付期間

公告日の翌日から令和8年5月15日（金）まで

- ※ ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時までとする。

(2) 交付場所

2(5) 窓口にて交付する

(3) 事前連絡

仕様書等の交付を希望する者は、必ず事前にメールにて2(5) 窓口に連絡すること。また、電子データの交付を希望する場合はその旨を伝えること。

(4)仕様書の取り扱い

仕様書等、本技術提案に係る交付書類は本技術提案のみに使用し、その他の事項には使用しないこと。

4 現行ネットワーク詳細資料等の閲覧

本業務の検討に際し、機密情報を含む「現行ネットワーク詳細資料」の閲覧を希望する者は、次のとおり手続きを行うこと

(1)閲覧場所

徳島県立総合教育センター 4F 教育DX推進課分室

(2)閲覧期限

公告日の翌日から令和8年6月12日（金）まで

※ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時までとする。

(3)手続き方法事前連絡

ア 閲覧を希望するものは、事前にメールにて2（5）窓口連絡し日時の予約を行うこと。

イ 閲覧当日、閲覧場所にて本人確認書類（名刺等）を提示し、県が用意する誓約書に署名すること。

ウ 資料の複写、撮影及び持ち出しは禁止する。

5 選定スケジュール

選定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、各項目の実施日については事業の都合により適宜調整することがある。

項目	期限または時期
公告日	令和8年4月27日（月）
質問書の提出期限	令和8年6月12日（金）午後5時まで
参加表明書の提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで
参加可否の通知	令和8年5月29日（金）
技術提案書の提出期限	令和8年6月22日（月）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年7月上旬
選定結果通知	令和8年7月中旬

6 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1)参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- カ 本県の「物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。

(2)実績等要件

- ア 組織として ISMS（ISO/IEC 27001）を取得していること。
- イ 本公告日において、過去 5 年以内に、国、地方公共団体または教育機関等において、10,000 名以上の利用規模を有するネットワーク基盤の構築実績、または 3,000 名以上の利用規模を有するゼロトラスト型セキュリティ（パブリッククラウド認証連携を含む）の導入実績を有すること。

7 参加表明

(1)参加表明書の提出

本業務の事業者の選定に参加する意思がある者は、以下の要領により「7 (2) 参加要件説明資料」を提出するものとする。

(2)参加要件説明資料

参加要件説明資料の用紙の大きさは A 4 判とし、別添様式に基づき作成する。

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 企業概要書（様式 2）
- ウ 導入実績等記載書（様式 3）
- エ 協力事業者（様式 4）※該当する場合のみ

オ 業務の実施体制（様式5）

カ 誓約書（様式6）

(3) 提出方法・期限等

ア 提出部数 10部（正本1部、副本9部）及び電子媒体1部

イ 提出場所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県教育委員会教育DX推進課

ウ 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで

エ 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留郵便に限る。また、提出期限内に必着のこと。

(4) 参加可否の通知

「7（2）参加要件説明資料」を確認の上、参加可否について各参加表明事業者に対して個別に通知する。

8 質問の受付及び回答

本業務に関して質問がある場合には、様式7により電子メールで提出すること。

(1) 受付期間

公告日の翌日から令和8年6月12日（金）午後5時まで

(2) 送付先

徳島県教育委員会教育DX推進課

電子メール kyouikudxsuishin@g.tokushima-ec.ed.jp

(3) 回答の通知方法

質問への回答は、情報セキュリティを確保する観点から一般公開は行わず、参加表明書を提出した全ての事業者に対して電子メールにより一斉に通知する。

9 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出

参加表明書を提出し、技術提案書の提出招請を受けた者は、次の書類を提出するものとする。

(2) 提出書類

ア 技術提案書（様式任意）

イ 技術提案書記載内容（様式任意）

ウ 附属資料（様式任意）

エ 経費見積書（様式任意）

オ 上記アからエの内容を保存した電子媒体1部

(3) 技術提案書作成上の留意事項

- ア 提出書類の用紙の大きさは、A4判とする。附属資料及び経費見積書の様式については指定しない。
- イ 技術提案書の特定に係る評価及び配点は、別紙「技術提案書評価基準」とおりとする。
- ウ 仕様書及び機能要件、帳票一覧を熟知の上、作成すること。
- エ 提案部分は各項目について考え方や実現手法等を具体的に記述すること。
- オ 文章を補完するため必要な写真、イラスト、イメージ図、表等を使用してもよい。
- カ 使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- キ 提案価格については、消費税及び地方消費税の額を含むこと。また、本募集要項で指定している予算上限額を超えないこと。

(4) 提出方法・期限等

- ア 提出部数 10部（正本1部、副本9部）及び電子媒体1部
- イ 提出場所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県教育委員会教育DX推進課
- ウ 提出期限 令和8年6月22日（月）午後5時まで
- エ 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留郵便に限る。また、提出期限内に必着のこと。

(5) 留意事項

- ア 応募資格を有しない者の技術提案書は受理しない。
- イ 記載内容に不備がある技術提案書等、不適切と判断される技術提案書は受理しないことがある。
- ウ 技術提案書の提出は、参加事業者各1点とする。
- エ 参加表明後に技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を9（4）ウの提出期限までに提出すること。
- オ 提出された技術提案書は返却しない。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類に対する補足説明等を求めるため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日

令和8年7月上旬

(2) 実施場所及び時間

後日参加者へ通知する

(3) 実施要領

- ア プレゼンテーション形式で実施する。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分については、後日参加者へ通知する。

- ウ 技術提案書に基づいて項目順に説明を実施すること。なお、プレゼンテーション用の追加資料は認めない。
- エ プレゼンテーションの内容は指定しないこととし、プレゼンテーションの形式は自由とする。
- オ 説明会場に入室できる人数は5名までとする。
- カ スクリーン、プロジェクター（接続端子はHDMI 又はVGA ケーブル）及び電源タップは県が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は参加者が用意すること。
- キ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の技術提案を傍聴できない。
- ク 指定時間に遅れた場合には、評価対象としない。

1 1 選定方法等

(1)選定方法

- ア 審査は、技術提案書及びプレゼンテーションについて、別に設置する「ゼロトラスト型徳島県教育情報ネットワークサービス提供業務受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行う。
- イ 審査の基準は、別紙「技術提案書評価基準」のとおりとする。
- ウ 受託候補者選定委員会は、提案審査にて審査項目ごとの評価を行い採点結果の合計が最も高い企画案を提案した業者を選定する。得点が同一の場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。ただし、総得点が1位であっても、得点が著しく低い評価項目がある場合は、本業務委託の候補者として選定しないことがある。

(2)選定結果の通知

- ア 審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。
- イ 選定基準についての質問は受け付けない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。審査の基準は、別紙「技術提案書評価基準」のとおりとする。

(3)留意事項

- ア 申請書、技術提案書、その他本技術提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした提案者は失格とする。
- イ 技術提案書の作成・提出及びプレゼンテーション及びヒアリング等の技術提案に要する費用は全て提案者の負担とする。

1 2 委託契約

- (1) 県は選定委員会の選定結果をもとに決定した優先交渉権者を委託契約候補者とし、見積書徴収及び調整後、提案価格の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等はいくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。
- (3) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。